



参議院議員

石井みどりNEWS



国民歯科問題議員連盟 総会にて、 受動喫煙防止法案の早期成立を決議！！



4月12日、国民歯科問題議員連盟 総会を開催しました。当日は自民党本部最大の会議室で行われ、議員出席111名と代理出席94名で、総勢205名もの出席者となりました。

今回は、次期診療報酬改定に備え、平成30年度予算に向けて、8月の予算概算締切以前に、通常国会開会中から活動すべきという認識の下、平成29年度制度・予算に関する日歯・日歯連からの要望への省庁回答を検証するものでした。

当日は、日歯・日歯連役員に出席いただき、堀会長・高橋会長ご挨拶の後、日歯より重点要望につき説明がされ、関連省庁である厚労省・文科省から回答の後、出席議員からの質疑応答・意見表明に移りました。

出席議員からは、未だ実現できていない項目に対する省庁の対応に関する発言が相次ぎ、歯科健診の義務化、歯科口腔保健推進室の省令室化、歯科医療費の増額、診療報酬における初診料・再診料の引上げ、国家試験の合格率上昇、指導監査問題、行政への歯科医師の参画、医科歯科格差の是正、地域医療介護総合確保基金の歯科衛生士養成事業への活用などに関する意見が出ました。これらの発言を受け、厚労省・文科省からは、これまでの経緯と、今後の対応への回答がされました。

その後、日歯・日歯連から、政府が提出を検討している健康増進法改正案（受動喫煙防止法案）に対する要望が出されたため、議員連盟として、本法案の早期成立を求める決議を行いました。

参議院議員 石井みどり事務所

(自由民主党東京都参議院比例区第二十九支部 発行)

〒100-8962 東京都千代田区永田町2-1-1 参議院議員会館403号室

電話番号：03-6550-0403

FAX：03-5512-2206

e-mail：midori_ishii@sangiin.go.jp

HP：http://www.ishii-midori.jp/

受動喫煙防止対策に関する決議

受動喫煙が全身の健康に影響を与えることは広く知られているが、能動喫煙のみならず、受動喫煙により、歯・口腔の健康にも影響が及び、歯周病の大きなリスクとなることはあまり知られていない。

厚労省の「たばこ白書」において、歯や口腔への影響に関するエビデンスが取り上げられている。たばこによる煙は、口腔に対して直接的に影響をもたらす。希少がんではあるが、致死率の高い口腔がんへの高いリスクとなる。受動喫煙により、歯を失う原因である歯周病の発症を招く。歯を失うことで、口腔機能の低下、QOLの低下、健康寿命延伸の阻害を招くことになる。

現在、政府は受動喫煙防止対策強化に関する法案を策定中である。自民党内において、歯科分野における唯一の議員連盟である本議員連盟として、本法案の方針に対し、歯科の立場から、とりわけ、国民の健康を守る「医療者」としての立場からの意見を表明することが喫緊の課題である。

特に、受動喫煙が歯・口腔に影響を与えるとの観点から、タバコによる健康被害から国民を守る立場からの受動喫煙防止対策強化を行うことは言うまでもないが、飲食店等における受動喫煙防止対策は、従業員等の受動喫煙防止につながり、特に、従業員等の健康維持にも寄与することを忘れてはならない。

さらに、屋内完全禁煙の実現を目指して、日本歯科医師会・日本歯科医学会のみならず、多くの医療系学会の連名により、政府に対し「2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向けて屋内完全禁煙とする包括的受動喫煙防止法・条例制定の要望書」が提出されている。本要望書につき、本議員連盟として強く真摯に受け止める。

記

一、歯・口腔に影響を与える受動喫煙を防止する観点から、国際的にも最低レベルとされるわが国の受動喫煙対策を充実させるべく、今国会において、早急に法案を成立させること。

一、法案成立を最優先とするものの、従業員等の健康維持の観点から、法案成立後においても、屋内における喫煙専用室設置不可も検討に入れ、屋内完全禁煙を目指して活動を行うこと。

右、決議する。

平成二十九年 四月 十二日

国民歯科問題議員連盟

石井みどりニュースへのご意見募集について

平素より私の政治活動にご理解・ご支援を賜り、誠にありがとうございます。

心より厚くお礼申し上げます。

この度の石井みどりニュースはいかがだったでしょうか？

先生方の忌憚ないご感想をお聞かせいただければ幸いです。

引き続きのご指導・ご支援を賜りますよう、何とぞ宜しくお願い申し上げます。



◎ ご感想

① よかった点

② 改善すべき点、気になった点

◎ 石井みどりへのご意見・ご要望

◎ ご連絡先 ※必須

(ご芳名)

(所属歯科医師会)

歯科医師会

(電話番号)

—

—

(FAX 番号)

—

—

(郵便番号) 〒

—

(都道府県)

(市区町村)

(番地)

※ メールアドレスを頂戴した方には、カラー版・石井みどりニュースをお届けすることができます。

(メールアドレス)

@

返信先 FAX：03-5512-2206 (石井みどり事務所)

☆ 石井みどりホームページのお知らせ (<http://www.ishii-midori.jp/>) ☆

☆ **国会見学・ミニ集会 大歓迎！！** ☆

石井みどりは、全国津々浦々、先生方のお地元へ、どちらでも馳せ参じます。詳しくはHPにて！！